

平成十七年十二月臨時会（十二月二十六日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十七年十二月二十六日(月曜日)

出席議員(三十三名)

第一番	宮坂秀徳君
第二番	寺澤和男君
第三番	若林清美君
第四番	山田千代子君
第五番	三井経光君
第六番	小林義直君
第七番	小林義和君
第八番	野々村博美君
第九番	伊藤治通君
第十番	赤城静江君
第十一番	近藤満里君
第十二番	内山国男君
第十三番	植木新一君
第十四番	北澤正啓君
第十五番	善財文夫君
第十六番	原利夫君
第十七番	田沢佑一君
第十八番	宮坂重道君
第十九番	関正義君
第二十番	円尾美津子君
第二十一番	金田茂君

欠席議員(一名)

第二十二番	碓井亮一君
第二十三番	毛利鹿峰君
第二十四番	篠原誠君
第二十五番	西沢秀明君
第二十六番	清水昇二君
第二十七番	関塚賢一郎君
第二十八番	小林毅君
第二十九番	伊藤延夫君
第三十番	佐野昌平君
第三十一番	久保田良一君
第三十三番	羽入田頼衛君
第三十四番	神谷昇君
第三十二番	宮島康光君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲澤正一君
助役	酒井登君
収入役	伊藤克昭君
副広域連合長(須坂市長)	三木正夫君
副広域連合長(千曲市長)	宮坂博敏君
副広域連合長(坂城町長)	中沢一君
小布施町助役	富岡良夫君

副広域連合長 (高山村長) 久保田 勝 士 君
 副広域連合長 (信州新町長) 中 村 靖 君
 副広域連合長 (信濃町長) 服 部 洋 君
 副広域連合長 (小川村長) 鎌 倉 晨 弥 君
 副広域連合長 (中条村長) 宮 島 和 彦 君
 副広域連合長 (飯綱町長) 遠 山 秀 吉 君
 公務のため欠席した理事者

副広域連合長 (小布施町長) 市 村 良 三 君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長 宮 澤 博 君
 事務局次長兼総務課長 中 澤 秀 生 君
 次長 市 村 卓 美 君
 事務局次長兼環境推進課長 寺 田 裕 明 君
 介護認定審査課長 中 村 義 男 君
 総務課調整幹 小 島 章 夫 君
 総務課主幹 和 田 秀 晴 君
 総務課課長補佐 犬 飼 厚 君
 環境推進課課長補佐 山 崎 千 裕 君
 環境推進課課長補佐 土 屋 文 治 君
 総務課係長 関 貞 巳 君
 総務課係長 新 井 芳 美 君
 介護認定審査課係長 花 立 勝 広 君

環境推進課係長 小 池 啓 道 君
 環境推進課係長 八 町 充 君
 職務のため会議に出席した職員

総務課 池 田 順 英 君
 総務課 池 田 匠 君

議 事 日 程

午後三時三分

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の変更
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 議案第十四号上程、議長から指名、決定
- 一 議案第十五号上程、議長から指名、決定
- 一 議案第十八号上程、理事者説明、質疑・討論・委員会付託省略採決
- 一 議案第十九号上程、理事者説明、質疑・討論・委員会付託省略採決
- 一 承認第二号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

午後三時二分

○議長（伊藤治通君）ただいまのところ出席議員数は三十二名でございます。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十七

年十二月長野広域連合議会臨時会を開会致します。

○議長（伊藤治通君）本日の会議を開きます。
会期の決定を議題と致します。本臨時会の会期につきましては、議云運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思っておりますので、御了承をお願い致します。

次に、「議席の指定」を議題と致します。

議長から、飯綱町の発足に伴い、新たに就任されました二名の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定します。

該当議員は、お手元の名簿の順に自席で自己紹介をお願い致します。

それでは、三十三番の羽入田頼衛君からお願い致します。

午後三時五分 第一番宮坂秀徳君着席

(三十三番羽入田頼衛君自己紹介)

(三十四番神谷昇君自己紹介)

○議長(伊藤治通君) 次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

二十一番金田茂君、三十四番神谷昇君以上、二名のかたを指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十七年九月分及び十月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいつておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

十月一日の飯綱町の発足に伴い、新たに町長に御就任されました遠山秀吉町長からご挨拶をお願いします。

○副広域連合長(飯綱町長遠山秀吉君) ただ今御紹介をいただきました飯綱町の遠山でございます。どうかよろしく御指導、お付き合いのほどお願いいたします。

○議長(伊藤治通君) それでは、議事に入ります。

初めに、議会第十四号「常任委員会委員の選任について」を議題と致します。

本件につきましては、飯綱町の発足に伴い新たに就任されました二名の常任委員会の所属について、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から指名申し上げます。

総務委員会委員に、三十三番羽入田頼衛君以上二名福祉環境委員会委員に、三十四番 神谷昇君以上一名お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しましたとおり常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第十五号「議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。

本件につきましては、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、三十三番羽入田頼衛君以上一名お諮り致します。ただ今、議長より指名 致しましたとおり、選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決しました。

続いて議事に入ります。議案第十八号「助役の選任について」を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鷲澤正一連合会長

○広域連合会長（鷲澤正一君）本日、ここに平成十七年十二月長野広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、本年十一月十日に任期満了となりました連合会長につきましましては、去る十一月二十八日、関係市町村長による連合会長選挙が行われ、その結果、私が連合会長として二期目を務めさせていただくこととなりました。

本連合に対するこれまでの議員の皆様への御支援に厚く感謝申し上げますとともに、今後も住民の皆様との暮らしやすい地域づくりを目指し、関係市町村と連携しながら、本連合の諸課題に積極的に取り組み、広域行政の推進に努力してまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

この際、本連合の当面する諸課題について、若干触れさせていただきます。

始めに、本連合の広域のごみ処理対策について申し上げます。

ごみ処理施設の建設につきましては、各ブロックで引き続き候補地選定に向け精力的に取り組んでいただいているところでございますが、長野市では、先月最終的な建設候補地を「大豆島地区松岡二丁目 サンマリン」ながの及びその周辺部」と決定いたしました。

この決定を受けて、十一月二十一日に、私が長野市長として大豆島地区及び松岡地区を訪問し、施設建設に向けての御協力をお願いいたしました。

施設建設にあたっては、安全性の確保に万全の対策を講じるとともに、施設周辺の環境整備にも十分配慮し、一層のイメージアップを図ることをお約束してまいりました。

今後、本連合といたしましても、施設の必要性や安全性等について真摯に住民の皆様へ御説明し、長野市の周辺整備計画とも十分に調整を行い、皆様へ御理解をいただくよう誠心誠意努めてまいりますので、議員各位、特に地元長野市議会議員の皆様におかれましては一層の御支援をお願い申し上げます。

また、須高ブロック及び更埴ブロックにおきましても、それぞれの候補地選定に向けて、精力的に取り組んでいただいております。

今後も、関係市町村と連絡を密にし、円滑な事業の推進に向け、万全の協力体制で臨んでまいりますので、よろしく御願申し上げます。

次に、障害者自立支援法に係る市町村審査会について申し上げます。障害者がある能力や適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行い、もって障

害者福祉の増進を図ることなどを目的とした障害者自立支援法は、本年十月三十一日、国会で可決、成立し、平成十八年四月一日から施行されることとなりました。

この法律は、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした福祉サービスを共通の制度により提供すること、障害者がもつと働ける社会とするための就労支援、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化、あるいは、利用したサービス量等に応じた公平な利用者負担や国の財政責任の明確化などを指すものであり、これまでの障害者福祉施策を大きく変えるものとなっております。

法律が施行されますと、市町村は、障害者の障害程度区分に関する審査・判定を行うための審査会を新たに設置して、この審査会の判定結果等に基づき、サービス利用に係る給付の支給決定を行うこととなります。

審査会は、県においても設置が可能なため、スケールメリットや、専門的知識、経験を有する審査会委員の人材確保、審査期間の短縮などの観点から、県審査会の設置について、県市長会及び県町村会を通じ、また、県内の広域連合とも連携し、県へ要望書を提出いたしました。残念ながら、県からは設置しない旨の回答がございました。

そのため、市町村審査会の設置について関係市町村で検討を行い、その結果、法律の施行までの期間が逼迫していることや、県に次いでスケールメリットが発揮できることを考慮して、市町村審査会については、関係市町村が共同処理することとし、現在、来年四月を目途に本連合に審査会を設置することで事務を進めております。

審査会の詳細については、後ほどの全員協議会において、御説明申し上げ、御理解をいただきたいと考えております。

以上、当面する課題等について申し上げますが、本日、提出いたしました案件は、「助役を選任」及び「公平委員会委員の選任」の人事案件二件のほか、専決処分承認案件でございます。

詳細につきましては、この後、人事案件は私から、承認案件は助役選任後、助役から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。あいさついたします。

それでは、議案第十八号助役の選任について御説明申し上げます。

これは、去る十二月二日をもって任期満了となりました市川衛氏の後任といたしまして、長野市大字鶴賀一八九番地、酒井登氏を選任したので、地方自治法第一六二条の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

酒井氏は、現在、長野市助役に就任されております。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

お諮り致します。本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、ただちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

採決にはいりません。採決を行います。本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。

(酒井助役入場・着席)

○議長(伊藤治通君) 酒井登助役から挨拶をいただきます。

○助役(酒井登君) 本広域連合の助役に選任されました長野市助役の酒井登でございます。市町村合併により広域連合の市町村の枠組みが大きく変わる中で従来からの懸案事項、また、新たな課題に微力ではありますが全力で取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく願います。

○議長(伊藤治通君) 次に、議案第十九号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鷲澤正一連会長

○広域連合会長(鷲澤正一君) 議案第十九号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の委員のうち、鶴野廣夫氏から、去る十二月十六日付で辞任の申出がありましたので、後任といたしまして長野市篠ノ井塩崎六五〇四番地、宮崎一氏を選任いたしたく、地方公務員法第九条の二第二項の規定により提出するものであります。

宮崎氏は、長野市議会議員を七期二十八年務められ、この間、長野市議会副議長、長野市監査委員などの要職を歴任され、現在は、長野市公平委員会委員に御就任いただいております。何とぞ御同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤治通君) 以上で説明を終わります。

お諮り致します。本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、ただちに採決にはいりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

採決にはいります。採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。

次に、承認第三号「専決処分」の報告承認を求めることについて」を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

酒井登助役

○助役(酒井登君) 承認第三号、専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第一七九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、本連合職員の給与について、人事院勧告に基づき、国に準じて、改めるもので、第十四条では、扶養手当について、配偶者に係る支給額を現行の月額一万三千五百円から一万三千元に改め、第二十九条では、勤勉手当について、十二月期の支給割合を現行の百分の七十から百分の七十五に改めるもの、同じく、再任用職員の、十二月期の支給割合を現行の百分の三十五から百分の四十に改めるもの、また、給料月額を別表一のとおり改めるものでございます。

なお、附則において、四月から十一月までの官民格差を是正するため、本年十二月期の期末手当について、所要の経過措置を設けるものでござい

います。

以上、地方自治法第一七九条第三項の規定により御報告申し上げます。なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(伊藤治通君) 以上で説明を終わります。本件に関して質疑を行います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。以上で質疑を終結致します。お諮り致します。

本件に関しては委員会付託を省略し、直ちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。採決に入ります。採決を行います。

承認第三号、専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（伊藤治通君）全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本議会臨時会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

鷺澤正一連合長

○広域連合長（鷺澤正一君）十二月長野広域連合議会臨時会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今後とも広域行政の推進に当たりましては、関係市町村と協力し、住民福祉の向上に努めて参りますので、議員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

年の瀬も間近となり、何かと御多忙のことと存じます。

これから一段と寒さが厳しくなる時期でもございますので、健康には十分に御留意されますよう祈念申し上げます。閉会のごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、平成十七年十二月長野広域連合

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

平成十八年二月十三日

議長 伊藤 治 通

副議長 善 財 文 夫

署名議員 金 田 茂

署名議員 神 谷 昇